

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の実施状況 及び女性の職業選択に資する情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第6項の規定に基づく実施状況及び同法第17条の規定に基づく情報の公表については、以下のとおりです。

（1）採用の女性の割合（構成市からの派遣職員を除く。）

① 採用した職員に占める女性職員の割合（平成27年4月2日～平成28年4月1日採用）

採用者数			
	男性	女性	女性割合
0人	0人	0人	0.0%

数値目標：採用者数のうち女性の割合50%（2か年度平均）

計画策定年度（平成27年度）実績0.0%

② 採用試験受験者数の女性の割合（平成27年4月2日～平成28年4月1日採用分）

受験者数			
	男性	女性	女性割合
0人	0人	0人	0.0%

（2）平均した継続勤続年数の男女の差異（平成28年4月1日現在）

勤務年数平均		全体	男性	女性
事務局	派遣職員（12人）	0.6年	0.9年	0.4年
楽寿荘	派遣職員（2人）	6.5年	0.0年	6.5年
	専門職員（3人）	8.0年	0.0年	8.0年
組合全体		2.6年	0.9年	3.3年

※楽寿荘職員は平成20年4月砺波地方介護保険組合統合後の継続勤務年数。

（3）職員1人当たりの各月ごとの超過勤務時間（平成28年度実績）

（単位：時間）

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	月平均
事務局	男性	20.0	20.5	24.5	22.0	15.5	17.0	17.5	11.0	12.0	14.0	18.0	10.0	16.8
	女性	11.5	9.0	13.7	13.7	13.3	8.7	9.2	9.5	9.3	7.8	8.5	9.8	10.3
楽寿荘	男性	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	女性	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
全体	男性	20.0	20.5	24.5	22.0	15.5	17.0	17.5	11.0	12.0	14.0	18.0	10.0	16.8
	女性	6.3	4.9	7.5	9.2	7.3	4.7	5.0	5.2	5.1	4.3	4.6	5.4	5.8

※時間外勤務手当が支給されない職員を除く。

(4) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 (平成28年4月1日現在)

管理職員数		男性	女性	女性割合
事務局	4人	3人	1人	25.0%
楽寿荘	0人	0人	0人	0.0%
全体	4人	3人	1人	25.0%

(5) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合 (平成28年4月1日現在)

標準的な 職務	総数			女性割合
	男性	女性		
事務局長	1人	0人	1人	0.0%
課長	1人	0人	1人	0.0%
主幹	2人	1人	1人	50.0%
副主幹、主査	3人	1人	2人	66.7%

(内訳)

標準的な 職務	事務局			楽寿荘		
	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合
事務局長	1人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%
課長	1人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%
主幹	2人	1人	50.0%	0人	0人	0.0%
副主幹、主査	3人	2人	66.7%	0人	0人	0.0%

(6) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間 (平成28年度実績)

区分	男性				女性			
	取得可能人数	取得者	取得率	取得期間	取得可能人数	取得者	取得率	取得期間
事務局	0人	0人	0.0%	0.0年	0人	0人	0.0%	0.0年
楽寿荘	0人	0人	0.0%	0.0年	0人	0人	0.0%	0.0年
全体	0人	0人	0.0%	0.0年	0人	0人	0.0%	0.0年

(7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得

配偶者出産休暇	対象者	0人	(平成28年度実績)
	取得者	0人	
	取得率	0.0%	
	取得日数	0日	
育児参加休暇	対象者	0人	
	取得者	0人	
	取得率	0.0%	
	取得日数	0日	

【備考】状況把握対象職員は、構成市からの派遣者(14人)を含む17人の正規職員とする。